

[欧州]ドイツにおける標準必須特許 (SEP) 訴訟



www.harakenzo.com/jpn/gaikoku_siryo
06-6351-4384 (代表)
iplaw-osk@harakenzo.com



1. 背景

- ・標準必須特許 (SEP): LTEなどの無線通信技術の実装に必須となる技術特許であり、通常FRAND宣言されている。
- ・SEPの被疑侵害者: 近年、通信モジュールのサプライヤーではなく、完成車メーカーが、直接、係争に巻き込まれるケースが増えている。
- ・FRAND Defense: FRAND宣言したSEP保有者にはライセンスする義務があり、差止は支配的地位の濫用の旨の抗弁がなされることが多い。
- ・ドイツでの訴訟: 大手自動車メーカーの本社所在地であり、また国際的に特許権者にとって有利な判決を得やすい裁判地と考えられている。ドイツでのSEP訴訟のうち、注目される判決には以下のものがある。

■オレンジブックスタンダード事件判決(2009年:ドイツ連邦最高裁(BGH))

被疑侵害者は、特許権者による差止め請求に対し、市場における**支配的地位の濫用**を理由として抗弁し得ることが示された。

” HARAKENZO *more* ” IP Information Delivery Section

- 本記事の全文をご希望の方は「記事申込」ボタンをクリック。
(お申し込みの際、本記事の日付・タイトルの入力が必要となります。)
- 公式Twitterでは本記事のような当所オリジナル資料の情報を随時ご案内致します。お気軽にフォローしてください。
- 世界中の知財に関する最新トピックスを月一配信!
配信ご希望の方は「ニュースレター配信申込」ボタンをクリック。

※本記事の提供については、利益相反、その他の理由によりご希望に添えない場合もありますこと、ご承知おきください。